

議案質疑・一般質問の内容及び答弁予定者

議案に対する質疑

【9月14日】

その1 条例・補正予算関係（議案第40号～議案第47号）

平成16年9月定例市議会

発言議員	議案件名	要旨	答弁者
15番 峯 順三議員	議案第46号 平成16年度羽生市一般会計補正予算（第3号）について 1. 第3款民生費について 第2項児童福祉費の第1目の児童保育推進助成事業及び第2目の児童措置費の補正について、具体的な内容と算定根拠を。 2. 第9款消防費について 第1項第4目の水害対策経費12,000千円の補正について実施設計の結果をふまえての付帯工事にかかる費用とのことであるが、実施設計の結果について、具体的に説明をいただきたい。		①市民福祉部長 ②都市整備部長
6番 河田晃明議員	議案第40号 羽生市税条例の一部を改正する条例について 入湯税の徴収 1. 関係者には、入湯税を課することを周知しているか。（ホテル側へ対して） 2. 目的税とあるが、本市は何の目的で徴収するか。 3. 市町村によっては、日帰り客にも徴収しているが、本市も徴収すべきと思うがどうか。		総務部長
14番 落合信夫議員	1. 議案第42号 羽生都市計画事業南羽生土地区画整理事業施行規程の一部を改正する規程について ①これまでの事業費総額の内訳は。歳入歳出の主な内訳は。 ②分割徴収は5年以内となっているが、見通しは。5年ですべて清算するのは難しいと思うが、ある程度の見込はあるのか。 2. 議案第46号 平成16年度羽生市一般会計補正予算（第3号）について バイオマス利活用フロンティア推進事業70万円は、「15年度269万2,000円の補助金との関係はどうか。今回の補正是15年度事業の家畜排泄物利用施設整備事業と関連があるのか。	①都市整備部長 ②経済環境部長	
13番 蜂須直巳議員	1. 議案第40号 羽生市税条例の一部を改正する条例について ①市内で温泉掘削との事から「入湯税」を新設の提案だが、提案された条例の114条に入湯税を課さない者として（1）～（4）まであり、特に（2）号で「共同浴場又は一般公衆浴場に入場する者」と定めているが、本税の対象となる「華の湯」は俗に云うスーパー銭湯で、一般公衆浴場とはならないのか。 ②ルートインの宿泊者には全て入湯税が課せられるのか。 ③客室まで給湯はしないと思うが、宿泊者は温泉を利用する客として規定出来るのか、その辺は確認されているのか。 2. 議案第41号 羽生市国民健康保険条例の一部を改正する条例について ①提案では事務事業の見直しで第1号～第3号委員を現行の8名から5名に減員との事であるが、この減員の主目的はどこにあるのか。 ②17年1月から施行との事だが、現委員の任期はいつまでか。 ③人員減をすることで特別な支障は生じないのか。 3. 議案第46号 平成16年度羽生市一般会計補正予算（第3号）について ①9款 消防費、防災費での補正「宮田落排水機場整備」だが、事業費1,200万円の増額に対し、県費補助が22万円減額となっているが、なぜなのか。 ②当初予定した1,600万円が見込み違いか。 ③事業費全体に対する補助割合率が下がったのか。	①総務部長 ②市民福祉部長 ③企画財政部長	